

複数の年金を受けられることができるときの年金の調整

～64歳までと65歳以降の併給調整～

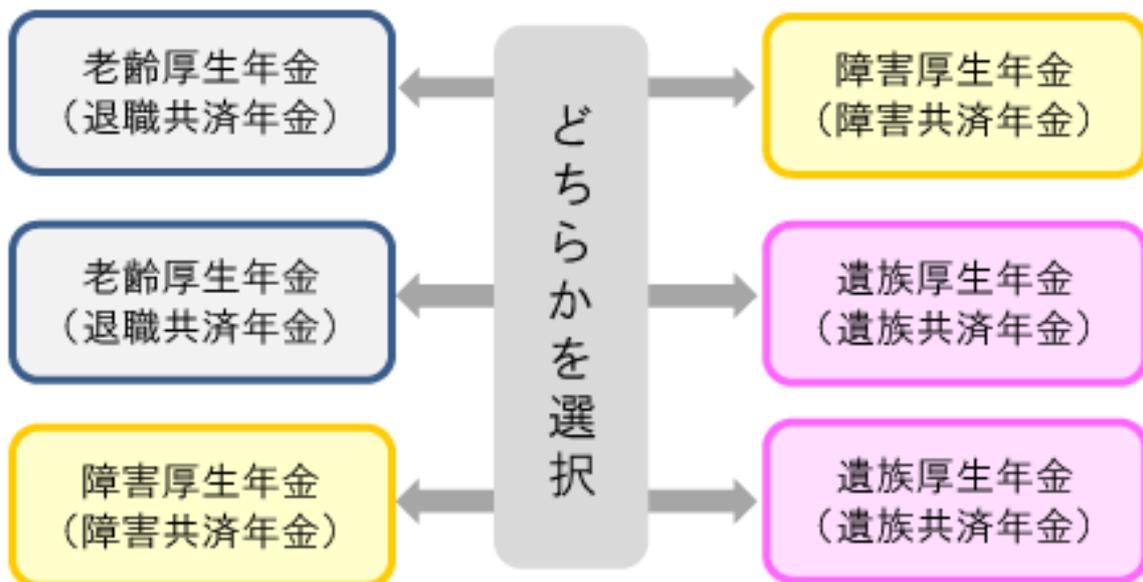
神戸市職員信用組合「生活設計相談」相談員
(一社)FP 税務・社会保険制度研究会 | 級FP 技能士 小澤昭彦

(1) 64歳までの併給調整

現在の公的年金制度では、1人1年金の受給が原則となっています。したがって、老齢厚生年金(退職共済年金)、障害厚生年金(障害共済年金)、遺族厚生年金(遺族共済年金)のうち複数の種類の年金受給権を取得した場合には、原則として、選択したいいずれか1種類の年金を受給し、他の種類の年金はその受給を停止します。これを「併給調整」といいます。

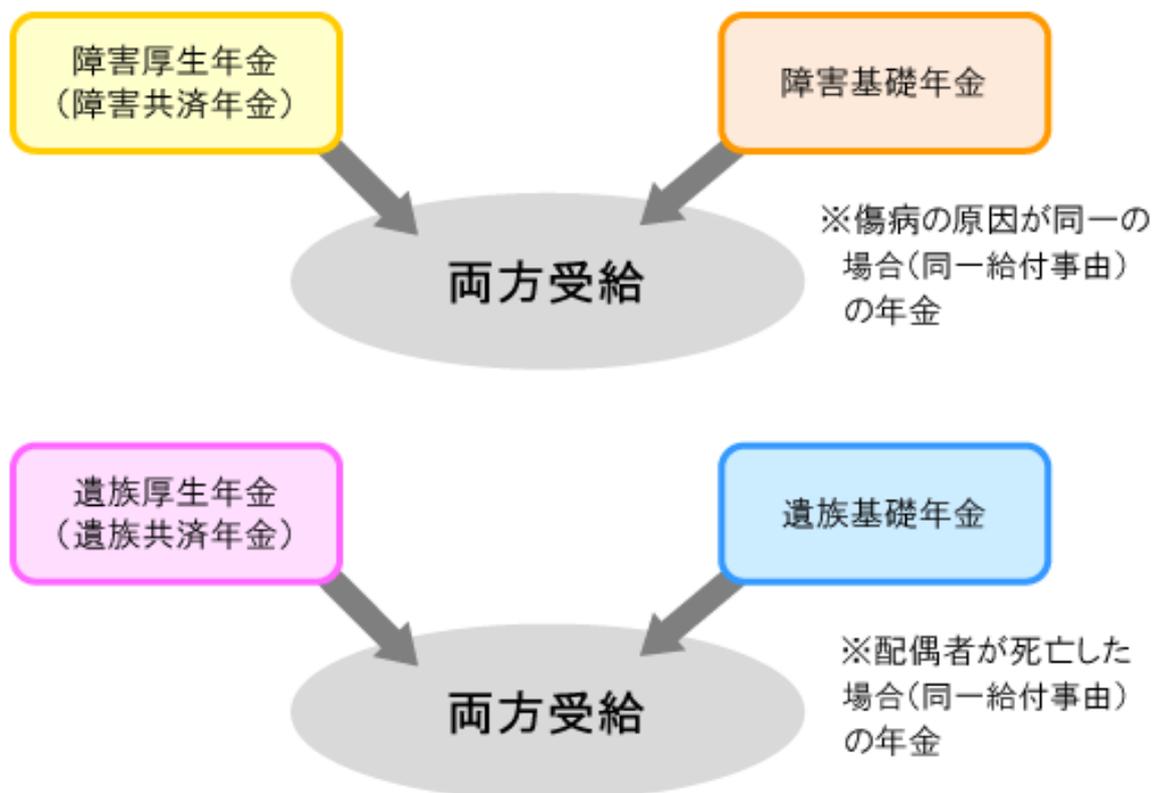
具体的には、受給権者が、受給しようとする年金とそれ以外の年金を記入した「年金受給選択申出書」を提出することにより選択していただきます。この選択は将来に向かっていつでも変更することができますが、年金の額の多少だけでなく所得税等の課税関係や各種保険料なども考慮して有利な選択を行うことが必要です。

◎ 併給調整となる例



なお、同一の給付事由による障害厚生年金(障害共済年金)と障害基礎年金などの併給調整の例外となる例(2以上の年金と同時に受給(併給)できる場合)があります。

◎ 併給となる例



(2) 65歳からの併給調整の特例

前記(1)に関わらず、65歳からは、下図の組み合わせのように、複数の年金を受給することができるようになります。

なお、65歳になられて国民年金の老齢基礎年金の請求を行う際には、手続き先において併給に該当するかどうかの確認が行われますので、受給権をお持ちの年金について申告漏れがないようご注意ください。

◎ 併給できる例

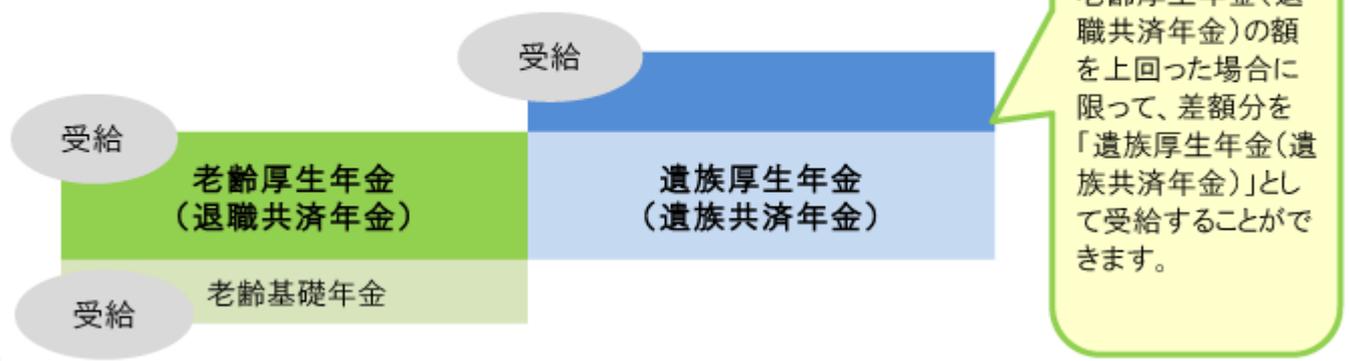
I	II	III	IV	V
老齢厚生年金 (退職共済年金)	老齢厚生年金 (退職共済年金)	遺族厚生年金 (遺族共済年金)	遺族厚生年金 (遺族共済年金)	障害厚生年金 (障害共済年金)
老齢基礎年金	障害基礎年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金

(3) 遺族厚生年金(遺族共済年金)の調整

65歳以上の遺族厚生年金(遺族共済年金)の受給者で、老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権も有している場合は、まず先に老齢厚生年金(退職共済年金)を受給し、遺族厚生年金(遺族共済年金)と老齢厚生年金(退職共済年金)の金額を比較して、遺族厚生年金(遺族共済年金)の金額の方が高い場合にのみ、その差額を遺族厚生年金(遺族共済年金)として受給します。

これは、老齢厚生年金が支給されない場合、ご自身が加入し支払ってきた保険料が年金給付に反映されないことで、年金の掛け捨て感が生じてくるため、ご自身が加入してきた老齢厚生年金を優先的に受給していただくためです。

(例)65歳以降の年金の受給方法



(例) 当組合の老齢厚生年金(退職共済年金)20万円、日本年金機構の老齢厚生年金40万円

当組合の遺族厚生年金(遺族共済年金)額120万円の場合

まず先に当組合の老齢厚生年金(退職共済年金)20万円と日本年金機構の老齢厚生年金40万円を受給したうえで、これらを合算した60万円よりも当組合の遺族厚生年金(遺族共済年金)120万円が上回りますので、差額の60万円を当組合の遺族厚生年金(遺族共済年金)として受給することとなります。

※供出元:地方公務員共済組合

